

船橋市 心身障害者一時介護料の助成

心身障害者を介護している家族が病気等の理由で一時的に介護が困難となった時又は自活する心身障害者が一時的に介護が必要となった時、**福祉施設又は福祉団体**に介護を依頼した場合に、その費用の全部又は一部を助成します。

1. 介護対象者

65歳未満で次の障害を有している方

- ・身体障害者手帳所持者で肢体不自由1・2級又はこれに準ずる方
- ・療育手帳所持者
- ・精神障害者
- ・発達障害者
- ・交通事故、脳血管疾患等による脳損傷が原因で、知的な機能に障害を有すると医師に診断された方

流山市：個人への委託のみ対象（事業者は不可）

柏市、市川市：個人、事業者両者への委託が対象

※対象者等の条件も市によって違いあり

2. 介護の理由

家族の疾病、出産、事故、冠婚葬祭など

3. 期間

原則として7日間

4. 助成額

1日4時間未満（限度額）2,500円

1日4時間以上（限度額）5,000円

1泊（限度額）5,000円

※心身障害者1人につき年54,000円が限度。食事代や交通費など介護料以外の費用は対象外となります。

5. 必要なもの

- ・心身障害者一時介護料助成申請書（PDF形式：79KB）
- ・心身障害者一時介護料助成請求書（PDF形式：50KB）
- ・船橋市中心身障害者一時介護証明書（PDF形式：44KB）
- ・領収書

※介護料を支払った日から、1年以内に申請して下さい。